第四節の十七の二　五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備

（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十の二　五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　前条第三号イ、ロ、ニ、ホ(4)を除く。）、ヘ、リ、ヌ及びルに掲げる条件に適合すること。

二　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHz

(2)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

五、一九〇MHz又は五、二三〇MHz

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

五、二一〇MHz

三　送信装置の空中線電力は、前条第三号ト（(3)(四)を除く。）に掲げる条件によるほか、直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置及び直交周波数分割多重方式を使用する送信装置にあつては二〇〇ミリワット以下であること。

四　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

水平面からの仰角（θ）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
八度未満	五〇ミリワット以下
八度以上四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $10^{(17-0.076(\theta-8))}$ ミリワット
四〇度以上四五度以下	次に掲げる式による値以下 $10^{(-0.59-0.122(\theta-40))}$ ミリワット
四五度超	〇・〇六三ミリワット以下

［新設］